

阿賀野市規則第11号

阿賀野市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市火災予防条例施行規則（平成16年阿賀野市規則第153号）の一部を次のように改正する。

第3号様式中

「

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備
ヒートポンプ冷暖房機
火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

」を

「

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備
一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機
火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

」に改める。

附 則

この規則は、令和8年3月31日から施行する。